

介護保険適用の方

(単位：円)

令和3年4月更新

1 介護給付

○身体介護が中心の場合

| | |
|--------------------|---------------|
| 所要時間 20 分未満 | 167 単位 |
| 所要時間 20 分以上 30 分未満 | 250 単位 |
| 所要時間 30 分以上 1 時間未満 | 396 単位 |
| 所要時間 1 時間以上の場合 | 579 単位 |
| 以降 30 分増すごと ※加算 | 上記金額に + 84 単位 |

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

| | |
|----------------------|--------|
| 所要時間 20 分以上 45 分未満 | 183 単位 |
| 所要時間 45 分以上 (70 分程度) | 225 単位 |

○身体介護に続き生活援助を行う場合

| | |
|-------------|------------------|
| 所要時間 20 分以上 | 身体介護の単価 + 67 単位 |
| 所要時間 45 分以上 | 身体介護の単価 + 134 単位 |
| 所要時間 70 分以上 | 身体介護の単価 + 201 単位 |

2 介護予防・日常生活支援総合事業

| | |
|---------------------|------------|
| 要支援 1 の方で週 1 回程度の場合 | 1,176 単位/月 |
| 要支援 1 の方で週 2 回程度の場合 | 2,349 単位/月 |
| 要支援 2 の方で週 1 回程度の場合 | 1,176 単位/月 |
| 要支援 2 の方で週 2 回程度の場合 | 2,349 単位/月 |
| 要支援 2 の方で週 2 回以上の場合 | 3,727 単位/月 |

※介護予防・日常生活支援総合事業の方のサービス所要時間は 45 分から 60 分程度を基本としています。

※このほか、上記の 1,2 について、状況により初回加算、生活機能向上連携加算が加算されます。

また、合計額に介護職員処遇改善加算Ⅰ (13.7%)、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (4.2%) が算定されます。

※令和3年4月1日から同9月30日分までの基本報酬に上乘せ (0.1%) があります。

※1 について、身体的理由により 2 人の訪問介護員が必要な場合は、上記単価の 2 倍になります。

状況により緊急時訪問介護加算、特定事業所加算が加算されます。

※上記は負担割合証に 1 割と記載のある方です。2 割と記載のある方については、上記の 2 倍になります。3 割と記載のある方については、上記の 3 倍になります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 10%減算

※事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合 15%減算

その他、保険適用されないサービスの場合 (単位:円)

令和3年4月更新

○利用料

○身体介護が中心の場合

| | |
|--------------------|-------|
| 所要時間 30 分未満 | 2,540 |
| 所要時間 30 分以上 1 時間未満 | 4,020 |
| 所要時間 1 時間以上の場合 | 5,840 |
| 以降 30 分増すごと ※加算 | 830 |

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

| | |
|---------------------|-------|
| 所要時間 30 分未満 | 1,145 |
| 所要時間 30 分以上 1 時間未満 | 2,290 |
| 所要時間 1 時間以上の 90 分まで | 2,910 |

※保険適用されないサービスとは次のような項目です。

- ・直接本人の援助に該当しないもの 家族の洗濯、調理、買い物、本人の使用する居室やトイレ、台所等以外の清掃、来客の応対・留守番、自家用車の洗車・清掃
- ・日常生活の援助に該当しないもの 草むしり、花木の水やり、動物の散歩、ペットの世話
- ・日常の家事の範囲を超えるもの 家具、電気製品等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓拭き、床ワックスがけ、屋内外家屋修理、ペンキ塗り、植木の剪定、園芸、通常調理以外の季節料理
- ・通院介助時の待ち時間

障害者総合支援法適用の方

(単位 : 円)

令和 3 年 4 月更新

1 居宅介護サービス

○居宅における身体介護中心の場合

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 30 分未満 | 255 単位 |
| 30 分以上 1 時間未満 | 402 単位 |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 584 単位 |
| 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 666 単位 |
| 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 750 単位 |
| 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 833 単位 |
| 3 時間以上 | 916 単位に 30 分を増すごとに +83 単位 |

○家事援助中心の場合

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 30 分未満 | 105 単位 |
| 30 分以上 45 分未満 | 152 単位 |
| 45 分以上 1 時間未満 | 196 単位 |
| 1 時間以上 1 時間 15 分未満 | 238 単位 |
| 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満 | 274 単位 |
| 1 時間 30 分以上 | 309 単位に 15 分を増すごとに +35 単位 |

※合計額に福祉・介護職員処遇改善加算 (I) (27.4%)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) (5.5%) が算定されます。

※上記のほか、状況により初回加算、緊急時対応加算、特定事業所加算、利用者負担上限管理加算が算定される場合があります。

※身体的理由等により、2 人の居宅介護従業者が必要な場合は、上記単価の 2 倍となります。

※早朝 (6 時から 8 時) または夜間 (午後 6 時から午後 10 時) は、上記単価の 1.25 倍、深夜 (午後 10 時から 6 時) は 1.5 倍となります。

※令和 3 年 4 月 1 日から同 9 月 30 日分までの基本報酬に上乗せ (0.1%) があります。

※市町民税の負担の程度により、負担は変更となります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 10%減算

※事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合 15%減算